

佐賀県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年二月二十一日から平成二十四年三月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里有田線	西松浦郡有田町二ノ瀬字柳ノ元甲八 三一番一地从先から 西松浦郡有田町二ノ瀬字一本谷甲一 六九三番二地从先まで	平成二四・二・二四